

米国におけるオンライン青少年保護 — カリフォルニア州のリベンジポルノ規制を中心に —

井部 ちふみ¹

要 旨

元交際相手の裸の写真や性的な画像等を本人の同意なしにインターネット上に公開する「リベンジポルノ (revenge porn : 復讐ポルノ)」が米国をはじめ各国で社会問題になっている。被害者救済にあたっては、リベンジポルノの犯罪化による加害者の処罰に加え、インターネット上に流出した性的画像の削除及び当該画像に関わる検索結果の削除による被害者のプライバシー保護が重要である。

米国カリフォルニア州は、2013年10月、リベンジポルノを犯罪化するための州刑法改正を行い、2014年9月30日にSB 1255改正法(「自撮り」を規制対象に追加するための州刑法改正)を成立させ、同日、被害者のプライバシー保護に関するAB 2643改正法(民事救済制度を整備するための州民法改正)を成立させた。

他方、わが国では、2014年10月9日、自民党がリベンジポルノ処罰法案(仮称)の骨子をまとめ、同日、東京地方裁判所が、検索最大手「グーグル」に対し、検索結果の一部の削除を命じる仮処分決定を下した。この仮処分決定はリベンジポルノ事案ではないものの、今年5月に欧州連合(EU)司法裁判所が「忘れられる権利」を認めて検索結果の削除を命じた判決の流れに続くものである。

本稿では、上記カリフォルニア州法を紹介し、わが国への示唆を探る。

キーワード：リベンジポルノ、米国、カリフォルニア州、オンライン青少年保護、検索結果の削除、プライバシー保護、EU、忘れられる権利

1. はじめに

元交際相手の裸の写真や性的な画像等(以下「性的画像」という。)を本人の同意なしにインターネット上に公開する「リベンジポルノ (revenge porn : 復讐ポルノ)」が米国をはじめ各国で社会問題になっている。被害者救済にあたっては、リベンジポルノの犯罪化による加害者の処罰に加え、インターネット上に流出した性的画像の削除及び当該画像に関わる検索結果の削除による被害者のプライバシー保護が重要になる。

米国では、約半数の州がリベンジポルノを犯罪として処罰する法律を制定した。インターネットに関する問題に対して先駆的な取り組みを行っているカリフォルニア州は、リベンジポルノをプライバシー侵害と位置づけ、2013年10月にリベンジポルノを犯罪化するために州刑法の改正を行い(以下「2013年法」という。)、2014年9月30日、カリフォル

¹ 日本比較法研究所嘱託研究所員

ニア州は、当初規制の対象外だった「自撮り」（本人自ら撮影した写真等）を追加するために州刑法を再び改正した（以下「SB 1255 改正法」という。）。

同日、カリフォルニア州は、被害者のプライバシー保護を強化するために、被害者が「Jane Doe」など所定の仮称を使い、住所など被害者を特定する個人情報秘匿して、裁判所に性的画像の差止めなどを請求できるよう、州民法も改正した（以下「AB 2643 改正法」という。）。

他方、わが国では、リベンジポルノの被害の増加に伴い、立法措置を含む対応の必要性が指摘されるようになり、2014 年 10 月 9 日、自民党がリベンジポルノ処罰法案（仮称）の骨子をまとめ²、同日、東京地方裁判所が、検索最大手「グーグル」に対し、検索結果（原告が自分の名前を入力すると犯罪を思わせる内容が出てくる）の一部の削除を命じる仮処分決定を下したとの報道があった³。この仮処分決定は今年 5 月に欧州連合(EU)司法裁判所が「忘れられる権利」を認めて検索結果の削除を命じた判決の流れに続くものである。検索結果の削除は、リベンジポルノの被害者救済にとって重要であることから、本稿で取り上げることとした。

本稿では、わが国の今後の議論に資するために、上記カリフォルニア州法を紹介し、わが国への示唆を探る。

2. 問題の所在

2. 1. 被害の実態

リベンジポルノの被害者の 90 パーセントは女性であり、年齢層は 10 代後半から 20 代前半（大学生あたりの世代）が多い⁴。

リベンジポルノの典型的な例は、交際中に相手との合意の上で、あるいは自ら進んで、

² 時事ドットコム「リベンジポルノに懲役 3 年＝今国会に法案提出へー自民」（2014 年 10 月 9 日）http://www.jiji.com/jc/c?g=pol_30&k=2014100900701
朝日新聞デジタル「リベンジポルノ防止へ「公表罪」 自民案、最高懲役 3 年」（2014 年 10 月 9 日）<http://www.asahi.com/articles/ASGB94K0RGB9UTFK003.html>
読売オンライン「リベンジポルノで新法「同意なく掲載」で懲役も」（2014 年 10 月 9 日）<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20141009-OYT1T50064.html>
（2014/10/13 確認。以下同じ。）

本稿のインターネット情報は、2014 年 10 月 10 日現在である。

³ 朝日新聞「グーグル検索結果 削除命令 名前入力で犯罪思わせる内容」（2014 年 10 月 10 日朝刊）。国立国会図書館カレントアウェアネス・ポータル「Google に「検索結果の削除」命令」（2014 年 10 月 10 日）<http://current.ndl.go.jp/node/27205>

⁴ Senate Judiciary Committee, *SUBJECT: Invasion of Privacy: Distribution of Sexually Explicit Materials*, June 17, 2014, p.4, http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/asm/ab_2601-2650/ab_2643_cfa_20140616_163240_sen_comm.html

カリフォルニア州を含む各州の法律及び法案の概要、並びに論文などの各種資料において、一般に広く知られている「リベンジポルノ」という語が使用されているが、条文では「リベンジポルノ」という用語を定義したり用いたりしていない。また、処罰の対象となる範囲についても、各州法だけでなく、わが国で国会への提出が検討されているリベンジポルノ処罰法案（仮称）（後述）とでそれぞれ異なる。従って、本稿では、便宜上、「社会問題として広く認識されている行為を指す語として「リベンジポルノ」を用いる。

自分の性的な画像等（自撮りも含む）を電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service: SNS)などで共有し、交際が破綻したところで、元交際相手が腹いせに、共有していた性的画像に被写体となった人を特定する個人情報(氏名、メールアドレス、自宅住所、勤務先住所等)を加え、リベンジポルノ掲載サイトなどに投稿するなどしてインターネット上に流出させた場合である。流出された性的画像の中には、被写体となった者がその存在に気づいていないものもある。

リベンジポルノ掲載サイトには悪質なものが多く、被害者が掲載された性的画像の削除依頼をするとサイト側から削除料として法外な金額を請求されたり、クレジットカード番号を教えることを強要されたりする⁵。

また、性的画像がインターネット上に流出すると、無制限に転載され拡散し、全てを削除することは不可能である。加えて、被害者の個人情報までも一緒に流出してしまうと、その個人情報を検索エンジンに入力することによって誰でも簡単に性的画像を閲覧することができる。また、検索サイトのサジェスト機能によって、被害者がリベンジポルノの被害に遭っていることや、性的画像の内容に関連するキーワードが表示されてしまい、被害をさらに拡大してしまう。インターネット上に流出した性的画像やそれに関する検索結果は、半永久的に残り、被害の回復は極めて困難である。被害者は、社会的にも精神的にも追い詰められ、中には自殺する者もいる。

2. 2. 現行の法制度の下での被害者の救済は困難である

リベンジポルノは、当事者間で内密にするという前提で作成された性的画像を無断でインターネット上に公開するため、連邦や各州が従来犯罪として処罰する行為のいずれにも該当しないことから、加害者の処罰は困難である。

また、被害者がインターネット上に流出した性的画像やそれに関連する検索結果の削除を、適用可能な連邦法又は州法に基づいて行うことができたとしても、被害者への精神的・経済的負担が大きい、利用できる被害者が限られているなどの問題がある。

2. 2. 1. 加害者の処罰

リベンジポルノは、当事者間で内密にするという前提で作成された性的画像を無断でインターネット上に公開するため、連邦や各州が従来犯罪として処罰する行為のいずれにも該当しない⁶。

リベンジポルノを直接規制する連邦法はない。ただし、被害者が18歳未満の未成年者の場合は、合意の有無とは関係なく児童ポルノ⁷とされ、加害者は罪に問われる。

⁵ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「アメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書」、2014年3月、
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-syogaikoku/pdf-index.html>
74頁。前掲 Senate Judiciary Committee, June 17, 2014, p.4.

⁶ 米国は連邦制度を採用しているため、各州における犯罪は州法が適用され、州際犯罪や連邦法の管轄とされる犯罪は、連邦犯罪(federal crime)として連邦法が適用される。連邦犯罪の大部分は、合衆国法律集第18編(United States Code, Title 18)に規定されている。

⁷ 18 U.S.C. § 2251. 児童ポルノに関する連邦法の解説については、Department of

また、リベンジポルノは、各州が従来犯罪として処罰する行為（盗撮、プライバシー侵害、児童ポルノ等）のいずれにも該当しない。

カリフォルニア州の場合、盗撮、脅しやわいせつを内容とする迷惑電話及び迷惑メール等を州刑法に基づいて処罰することができるが⁸、当事者間で内密にするという前提で作成された性的画像を無断でインターネット上に公開するリベンジポルノはこれらに当たらず、州刑法を適用することができない。ただし、被害者が児童の場合は、同州の児童ポルノ罪を適用して加害者を処罰することができる⁹。また、被害者が成年であっても、作成された性的画像がわいせつ物にあたり、そのような物を未成年者に頒布し、所有させたりなどした場合は、罪となる¹⁰。

2. 2. 2. 性的画像やそれに関する検索結果の削除

被害者が、インターネット上に流出した性的画像やそれに関する検索結果の削除を求める場合に関係している主な連邦法は、ウェブサイト運営者の免責について定めた 1996 年通信品位法 230 条と自撮りの性的画像の削除要請について定めたデジタルミレニアム著作権法である。しかし、いずれの連邦法もリベンジポルノを想定しておらず、被害者救済の観点から限界がある。

1996 年通信品位法 230 条¹¹は、ウェブサイト運営者の免責規定である。運営者は、自分が運営しているウェブサイトに掲載される第三者からのコンテンツの内容に対して法的責任を負わない。この免責規定は、インターネット上の表現の自由を保護することを目的としている。リベンジポルノ掲載サイト運営者は、同条を悪用してサイトの運営を続けることが多く、被害者からの削除依頼には原則応じない（高額の手数料の支払いなどを条件に削除依頼に応じることはある）。これに対し、リベンジポルノを通信品位法 230 条の免責規定の例外として扱うべきであるとの批判がある¹²。

被害者は、自撮りの性的画像に限り、著作権侵害を主張して、デジタルミレニアム著作権法¹³に基づくノーティスアンドテイクダウン(notice and take down)手続¹⁴をプロバイダ

Justice, *Citizen's Guide to U.S. Federal Law on Child Pornography*,
http://www.justice.gov/criminal/ceos/citizensguide/citizensguide_porn.html を参照。

⁸ Cal. Penal Code § 647.

⁹ Cal. Penal Code § 311, *et seq.*

¹⁰ Cal. Penal Code § 311.4(b). 井樋三枝子「【アメリカ】性的図画のネット流出を犯罪とする州法改正」外国の立法、257-2 号、2013 年 11 月、国立国会図書館調査及び立法考査局、4 頁。

¹¹ Communications Decency Act of 1996, Pub. L. No. 104-104 (Tit. V), 110 Stat. 133 (Feb. 8, 1996), 47 U.S.C. § 230.

¹² 井樋三枝子「アメリカにおける性的図画の流布を処罰する州法 —リベンジポルノ等の犯罪化に関する各州立法動向—」外国の立法、260 号、2014 年 6 月、国立国会図書館調査及び立法調査局、17—18 頁。Allison Tungate, *Bare necessities: the argument for a 'revenge porn' exception in Section 230 immunity*, Information & Communications Technology Law, 23:2, p. 172-188, <http://dx.doi.org/10.1080/13600834.2014.916936>

¹³ Digital Millennium Copyright Act, Pub. L. No. 105-304, 112 Stat. 2860 (Oct. 28, 1998), *codified at* 17 U.S.C. 512, 1201-05, 1301-22; 28 U.S.C. 4001.

¹⁴ デジタルミレニアム著作権法に基づくノーティスアンドテイクダウン手続とは、①プロ

に対して行い、当該性的画像を削除することができる。さらに、被害者は、グーグルなどの検索エンジン運営者に対し、デジタルミレニアム著作権法に基づく著作権侵害を根拠に、被害者の名前などに対する検索結果から性的画像へのリンクを削除する要求を行うことができる¹⁵。ところが、ノーティスアンドテイクダウン手続も、検索エンジン運営者に対するリンク削除の要求も、被害者の氏名などの個人情報の開示が義務付けられており、かえって被害を拡大するおそれがある。また、グーグルに対する検索結果の削除要求についても、同社が、当該削除要求を **Chilling Effects**¹⁶にて公表しており、ここでも被害者の個人情報が開示されることから、被害をさらに拡大するおそれがある。

性的画像及びそれに関する検索結果の削除に適用可能な州法は非常に限られている。

カリフォルニア州のオンライン消しゴム法 (Cal. Bus. & Prof. Code §§ 22581 – 22582、2013年9月13日成立、2015年1月1日施行予定) は、州内に居住する18歳未満の未成年者(以下「児童」という。)自らの投稿を削除する権利を認め、児童向けのウェブサイト、オンライン・サービス、オンライン・アプリケーション、又は、モバイル・アプリケーションの運営者に対し、登録ユーザーである児童が自分で投稿したコンテンツ又は情報を削除できる方法を用意し、その方法を使った削除が完全な削除を保障するものではないことを児童に明確に説明することを義務づけている。同法の基づく削除の例外は、コンテンツ又は情報が、児童以外の登録ユーザーである第三者によって投稿されるなどした場合や、児童が投稿したコンテンツ又は情報を匿名化して、当該児童が識別されないようにした場合などである。なお、児童が成人になった場合、同法に基づいて、当時のコンテンツ又は情報を遡って削除することはできない¹⁷。同法もリベンジポルノの被害者を救済するには

バイダが著作権者からコンテンツの著作権侵害を通知された場合に、②プロバイダは、著作権侵害をしているか否かの判断を経ずに、いったん当該コンテンツを削除した上で、③当該コンテンツの発信者に対し、削除した旨を通知する、④発信者がコンテンツの削除について異議申し立てを行った場合、プロバイダは、著作権者へ異議申し立てのあった旨を連絡し、⑤これに対して著作権者からの反論がなければ、当該コンテンツをウェブ上に復活させるものである。この手続によって、プロバイダは、当該削除に係る責任を負わない。

ノーティスアンドテイクダウン手続の詳細については、総務省「ノーティスアンドテイクダウン手続について」(プロバイダ責任制限法検証WG(第5回会合)、2011年2月3日)、http://www.soumu.go.jp/main_content/000105846.pdfを参照。

¹⁵ Amanda Levendowski, *Note: Using Copyright to Combat Revenge Porn*, New York University Journal of Intellectual Property & Entertainment Law, Vol. 3, Spring, 2014, p. 422 – 466. Women Against Revenge Porn, *What is a DMCA Notice?*, <http://www.womenagainstrevengeporn.com/helpful-hints/#!/dmca-notice/co0y>

¹⁶ Chilling Effects (<https://www.chillingeffects.org/>)は、オンライン上のコンテンツに関する警告状(cease and desist letter)に関する研究プロジェクトであり、Electronic Frontier Foundation、ハーバード大学のBerkman Center for Internet & Society、カリフォルニア大学バークレー校のSamuelson Law, Technology, & Public Policy Clinicなどが共同で運営している。Chilling Effectsは、インターネット上の違法行為に対する警告状やその他の削除要請の事例に関する検索可能なデータベースを運営しており、利用者に対し、インターネットの使用に係る権利等に関する情報を提供している。

Chilling Effects, *About Us*, <https://www.chillingeffects.org/pages/about>

¹⁷ 石井夏生利、『個人情報保護の現在と未来 ―世界的潮流と日本の将来像―』、勁草書房、2014年、63頁。中島美香「米国におけるインターネット青少年保護 ―カリフォルニア

不十分である。

2. 3. リベンジポルノ規制法の制定へ向けた州の動き

2004 年にニュージャージー州が全米で初めてリベンジポルノを犯罪として処罰する州法を制定した。ニュージャージー州に続き、リベンジポルノを犯罪化する州が増加した。

全米州議会議員連盟 (National Council of State Legislatures: NCSL)¹⁸によると、2014 年 10 月 1 日現在、2013 年以降にリベンジポルノを犯罪とする州法を制定したのは 13 州 (アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、デラウェア州、ジョージア州、ハワイ州、アイダホ州、メリーランド州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、ユタ州、バージニア州、ウィスコンシン州) である。2014 年に入り、少なくとも 28 州がリベンジポルノを犯罪とする法案を州議会に提出した又は現在審議中である¹⁹。

州ごとにリベンジポルノの州刑法における位置づけ、処罰対象となる性的画像、刑罰、罪とならない場合などが異なる²⁰。

3. カリフォルニア州のリベンジポルノ規制の概要

3. 1. 2013 年法 (現行法)

2013 年法は、リベンジポルノを治安素行行為 (disorderly conduct) としてのプライバシー侵害罪で処罰している²¹。

州の動向～」InfoCom Law Report 2014、2014 年 7 月 3 日掲載、

<http://www.icr.co.jp/newsletter/law/2014/law201404.html>

¹⁸ 全米州議会議員連盟 (NCSL) は、1975 年 1 月に、全米 50 州の各州議会議員や議会事務局職員のために設立された共同組織である。全米州議会議員連盟の主な目的は、①州議会の資質の向上、②各州の政策の発展及び各州間の連絡の促進、③連邦制度に対する州議会の発言権の確保等である。同連盟は、調査研究活動も活発に行っており、50 州、コロンビア特別区及び連邦議会の法案に関するデータベースを運営している。

<http://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/ncsl-50-state-searchable-bill-tracking-databases.aspx>

National Council of State Legislatures, *About Us*, <http://www.ncsl.org/aboutus.aspx>

¹⁹ National Conference of State Legislatures, *State 'Revenge Porn' Legislation*, last updated Oct. 1, 2014

<http://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/state-revenge-porn-legislation.aspx> 上記の州に加え、ワシントン特別区とプエルトリコ自治連邦区も法案を提出している。

²⁰ 前掲井樋「アメリカにおける性的図画の流布を処罰する州法…」、20 頁以下。紙面の関係上、本稿では各州法間の比較は行わない。

²¹ California Penal Code, Title 15 Miscellaneous Crimes, Chapter 2. Of Other and Miscellaneous Offences.

<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=pen&group=00001-01000&file=639-653.2> 同法の和訳は、前掲井樋「アメリカにおける性的図画の流布を処罰する州法…」

27 頁を参照。中島美香「米国におけるオンラインプライバシー保護の取組み～カリフォルニア州のリベンジポルノ法について～」InfoCom Law Report 2014、2014 年 7 月 22 日掲載、情報通信総合研究所、<https://www.icr.co.jp/newsletter/law/2014/law201406.html>

3. 1. 1. 処罰される行為

2013年法の下で処罰される行為は、特定可能な他人の身体の恥部（intimate parts：生殖器の一部、女性の場合には、衣服に覆われていないか、完全には不透明ではない衣服を通して透けて見える、乳輪から下の胸部を含む²²⁾）の画像を何らかの方法で撮影又は記録し、被写体（被害者）が深刻な精神的苦痛を被る目的で画像を頒布し、被写体が深刻な精神的苦痛を被る場合である²³⁾。

3. 1. 2. 被写体の同意の有無及び画像の撮影者

2013年法では、画像の作成への同意の有無に関する規定はなく²⁴⁾、当事者間で画像が内幕であることを合意するか又は理解していなければならない²⁵⁾。また、画像を撮影し、頒布した者が同一人物でなければならない（つまり、自撮り写真を他人に頒布されてしまったような場合、同法は適用されない）。

3. 1. 3. 刑罰、罪とならない場合

刑罰は、6カ月以下の拘禁刑若しくは1,000ドル（1ドル／108.08円として108,080円²⁶⁾）以下の罰金又はこれらの併科（軽罪）²⁷⁾。2回目以降の犯行又は被害者が未成年者である場合には、1年以下の拘禁刑若しくは2,000ドル（同為替レートで216,160円）以下の罰金又はこれらの併科である²⁸⁾。罪とならない場合については特に明記していない。また、同項の規定は、他の法律の規定に基づくより重い処分を妨げるものではない²⁹⁾。

2013年法は、リベンジポルノを直接規制することにより、犯罪を抑止するなど一定の役割を果たしたものの、同法が制定された直後から、リベンジポルノの約8割を占めるといわれる自撮りが規制対象から外れているなどの問題が指摘され³⁰⁾、2014年9月30日にSB 1255改正法が成立した。同改正法は、2015年1月1日までに施行される予定である。

3. 2. SB 1255 改正法 — 自撮り等への対応

3. 2. 1. 処罰される行為

2013年法の下では、被写体が深刻な精神的苦痛を被る目的で画像を頒布し、被写体がいかに深刻な精神的苦痛を被る場合を要件としているのに対し、SB 1255改正法³¹⁾は、画像

²²⁾ Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(B).

²³⁾ Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(A).

²⁴⁾ 被写体となった者の同意のない画像の作成は、犯罪である。Cal. Penal Code § 647.

²⁵⁾ Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(A).

²⁶⁾ 日本銀行金融市場局「外国為替市況」2014年10月10日、
<https://www.boj.or.jp/statistics/market/forex/fxdaily/2014/fx141010.pdf>

²⁷⁾ Cal. Pen. Code § 19.

²⁸⁾ Cal. Pen. Code § 647(j)(1)(1), § 647(j)(1)(2).

²⁹⁾ Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(C).

³⁰⁾ Michael L. Baroni, *New “Revenge Porn” Law is Impotent*, Orange County Lawyer, Vol. 56, February, 2014, p. 12 – 18.

³¹⁾ Senate Bill No. 1255, CHAPTER 863, An act to amend Section 647 of the Penal Code, relating to disorderly conduct. [Approved by Governor September 30, 2014. Filed

を頒布する者（加害者）が、当該画像の頒布が被害者に深刻な精神的苦痛を生じさせ、被写体が当該苦痛を被ると知っていた又は知るべきであった場合とし、要件を緩和している。

SB 1255 改正法では、規制の対象となる画像は、2013 年法で規定されている特定可能な他人の身体の恥部（生殖器、肛門の一部を指し、女性の場合には、衣服に覆われていないか、完全には不透明ではない衣服を通して透けて見える、乳輪から下の胸部を含む³²）の画像だけでなく、性交渉、肛門性交、又は口腔性交又は性器の挿入を行う被写体の画像、被写体の自慰画像又は被写体が関わる自慰画像を列举して加えている³³。

2013 年法では、性的画像の撮影と頒布は同一人物であることとしているが、SB 1255 改正法は、性的画像の頒布について、加害者が故意に頒布する場合、自分自身で性的画像を頒布するか、その性的画像の頒布を具体的に他人に依頼するか、又は意図的に他人に頒布を引き起こさせるかを問わない³⁴。

3. 2. 2. 被写体の同意の有無及び画像の撮影者

2013 年法が、性的画像の作成への同意の有無に関する規定がなく、性的画像を頒布する者と撮影者が同一人物であることと定めているのに対し、SB 1255 改正法では、当事者間で画像が内密なものであることを合意するか又は理解している場合とし、性的画像の撮影者については限定していない³⁵。

3. 2. 3. 刑罰、罪とならない場合

SB 1255 改正法では、刑罰は 2013 年法と同じである³⁶。しかし、2013 年法が罪とならない場合に関する規定がないのに対し、SB 1255 改正法は、犯罪の報告、法執行機関等の公務の遂行又は訴訟手続にかかわる場合、公の場又は商業的な場で、任意に撮影された画像である場合は罪に問われない³⁷。

3. 3. AB 2643 改正 — 民事救済制度の整備

リベンジポルノの被害者が最も望むことは、一刻も早い性的画像の削除である。しかし、性的画像を削除する手段は限られている上に、第三者に自分の個人情報を知れてしまい、性的画像がさらに拡散するなどのリスクがある。

合衆国憲法修正第 1 条に基づき、公衆は公的記録にアクセスする権利が保障されていることから、訴訟手続では実名の使用が原則である。訴訟手続において実名の代わりに仮称を用いることが認められる場合は非常に限られている。カリフォルニア州の場合、訴訟手続において仮称の使用が認められるのは、性犯罪被害者、並びに一定の条件を満たした

with Secretary of State September 30, 2014.]

http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/sen/sb_1251-1300/sb_1255_bill_20140930_chaptered.pdf

³² (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(C).

³³ (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(A).

³⁴ (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(B).

³⁵ (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(A).

³⁶ (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code §§ 647(j)(5), 647(l)(1), 647(l)(2).

³⁷ (SB 1255 改正法) Cal. Pen. Code § 647(j)(4)(D).

HIV ウィルス感染者、医療従事者、及び患者等に限られている³⁸。しかし、リベンジポルノの被害者はこれに該当せず、実名で裁判手続を行うほかない。

この問題に対し、カリフォルニア州は、被害者に対する民事救済制度の整備に向け、州民法の改正に着手し、2014年9月30日にAB2643改正法が成立した。同改正法は、2015年7月1日に施行される予定である³⁹。

3. 3. 1. 対象となる請求

AB 2643 改正法⁴⁰は、リベンジポルノの被害者が、以下の場合において、加害者に対する私法的救済権(private cause of action)を有し、同法が定める被害者秘匿制度を使用して、性的画像の差止請求等の救済を受けることができると定めている。即ち、他者（被害者、原告）の同意なしに、当該他者が被写体となった写真、フィルム、ビデオ、記録(recording)、又はその他の複製を、その方法に関係なく、故意に頒布した者（加害者、被告）が、①当該他者が当該性的画像は内密にされるとの合理的な期待を持っていたことを知っていた場合、②頒布された性的画像が当該他者の「恥部」を露出している、若しくは当該他者が性交渉、口腔性交、肛門性交若しくは性器の挿入を行っているところを撮影している場合、又は③当該他者が通常損害若しくは特別損害⁴¹を被った場合、である⁴²。

ここでいう「恥部」とは、前述の2013年法とSB 1255改正法と同じく、生殖器の一部、女性の場合には、衣服に覆われていないか、完全には不透明ではない衣服を通して透けて

³⁸ Cal. Pen. Code §§ 293, 293.5; Civ. Code § 3427.3; Health & Saf. Code § 120291 を参照。

連邦地方裁判所は、仮称の使用を認めるにあたり、原告のプライバシー権と、公共の利益及び被告への不利益とを比較衡量した上で判断する。州裁判所の場合、州ごとに仮称の使用に関する方針が異なる。

Without My Consent, *What does it mean to file suit pseudonymously?*,

http://www.withoutmyconsent.org/quick_link/what-does-it-mean-file-suit-pseudonymously

Without My Consent, Important Notes of Caution,

<http://www.withoutmyconsent.org/attorneys/important-notes-caution>

前掲 Senate Judiciary Committee, Hearing, June 17, 2014, p. 7.

³⁹ Assembly Committee on Judiciary, Bill Analysis, April 22, 2014,

http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/asm/ab_2601-2650/ab_2643_cfa_20140418_114137_asm_comm.html

Assembly Bill No. 2643, Amended in Senate, August 6, 2014,

http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/asm/ab_2601-2650/ab_2643_bill_20140827_enrolled.html

⁴⁰ Assembly Bill No. 2643, CHAPTER 859, An act to add Section 1708.85 to the Civil Code, relating to privacy. [Approved by Governor September 30, 2014. Filed with Secretary of State September 30, 2014.]

http://www.leginfo.ca.gov/pub/13-14/bill/asm/ab_2601-2650/ab_2643_bill_20140930_chaptered.pdf

⁴¹ Cal. Civ. Code § 48a.

⁴² Cal. Civ. Code § 1708.85(a).

見える、乳輪から下の胸部を含む⁴³。

3. 3. 2. 責任を問われない場合（積極的抗弁）

AB 2643 改正法は、上記請求に対する積極的抗弁として、①頒布された性的画像が公開されることを原告が既に知っていた場合、若しくは原告が当該性的画像を公開して頒布することを意図していた場合、②頒布された性的画像を所持若しくは閲覧している者が、原告から、当該性的画像を出版する若しくはウェブサイト上に掲載する許可を得ていた場合（許可を得る方法は問わない）、③原告が、プライバシーの合理的な期待を放棄し、当該性的画像を公衆にアクセス可能な状態にすることによって頒布した場合、④頒布された性的画像が、公衆の関心の高い事項(matter of public concern)である場合、⑤頒布された性的画像が、公的な場所において、原告が合理的なプライバシーの期待を持っていないような状況の下で制作若しくは複製された場合、又は⑥頒布された性的画像が、原告によって過去に頒布されていた場合、である⁴⁴。

3. 3. 3. 救済

裁判所は、被告に対し、コモンロー上認められるその他の救済に加え、違反者が当該素材の頒布を禁じる一方的緊急差止命令(temporary restraining order)又は暫定的差止命令(preliminary injunction)又は本案的差止命令(permanent injunction)を含む、エクイティ上の救済を命じることができる⁴⁵。また、裁判所は、適切なヒアリング(hearing)の後、弁護士費用の敗訴者負担を命じることができる⁴⁶。

また、同条のいかなる部分も、プロバイダ(ISP)の権利、義務又は免責(immunities)を変更又は減じるものと解釈されず、原告が他の救済を確保する又は他の救済に基づく回復を得ることを制限又は禁止するものと解釈されない⁴⁷。

3. 3. 4. 仮称の使用、原告を特定する情報の秘匿

(1)仮称

原告は、その氏名の代わりに、「John Doe」、「Jane Doe」、又は「Doe」のいずれかの仮称を使用することができ、原告を特定するその他の情報を、当該訴訟における全ての答弁書やその他の書面から削除又はマスキングなどの編集をほどこして判読不能にすることができる⁴⁸。

(2)被害者特定事項の秘匿

原告の「特定事項」(identifying characteristics)とは、原告の氏名又はその一部、住所

⁴³ Cal. Civ. Code § 1708.85(b).

⁴⁴ Cal. Civ. Code § 1708.85(c).

⁴⁵ Cal. Civ. Code § 1708.85(d). 差止命令に関する解説は、樸博行『アメリカ民事法入門』勁草書房、2013年、237頁以下を参照。

⁴⁶ Cal. Civ. Code § 1708.85(e). 米国では、民事訴訟において弁護士費用は各自が負担することが原則である。本条は、この原則の例外である。

⁴⁷ Cal. Civ. Code § 1708.85(h).

⁴⁸ Cal. Civ. Code § 1708.85(f)(1).

又はその一部（市や住居が所在する地区を含む）、年齢、配偶者の有無、被告との関係、人種又は民族を含むがこれらに限定されない⁴⁹。

（3）秘密情報フォーム(confidential information form)

仮称並びに原告を特定する他の情報の削除及び編集を利用する原告は、秘密情報フォームを裁判所に提出し、被告に送達する。裁判所は、原告の氏名及び「特定事項」を秘密扱いとする⁵⁰。

判決文、命令、申請、及びその他の書面（当事者が裁判所に提出する申立書及び書面を含む）は全て、原告の氏名及び「特定事項」が公の目に触れないように配慮する⁵¹。

なお、裁判所に提出される一切の書類において原告の氏名や「特定事項」の削除又はマスキングなどの編集は、当事者及び当事者の訴訟代理人の責任において行う⁵²。

上記措置を講じる場合、原告は訴状に「ACTION BASED ON CIVIL CODE SECTION 1708.85」と明記しなければならない⁵³。

4. おわりに — わが国への示唆、今後の課題

カリフォルニア州の SB 1255 改正法は、リベンジポルノの被害実態を反映し、2013 年法の規制対象から外れていた自撮りの性的画像にも規制対象を拡大した。他方、AB 2643 改正法は、被害者の氏名を仮称にし、被害者の「特定事項」を秘匿するための措置を行うことを認め、被害者の精神的・経済的負担を軽減しながら、差止命令等による被害の拡大を防止する手段を確保した。両改正法はいずれも、表現の自由との調和に配慮し、適用範囲を狭く設定している。

リベンジポルノを犯罪化する州は今後も増えていくであろう。しかし、このことがリベンジポルノを犯罪化する連邦法の制定につながるとは限らない。また、AB 2643 改正法のようにリベンジポルノ被害者が仮称を用いて民事訴訟手続を行うことを認める法律が他州にも普及していくかは未知数である。

わが国では、2013 年に発生した東京都三鷹市の女子高生ストーカー殺人事件⁵⁴をきっかけにリベンジポルノが社会に広く認識されるようになった。

2014 年 2 月、自民党は政務調査会に「リベンジポルノ問題に関する特命委員会」（以下「特命委員会」という。）を設置し、リベンジポルノの被害者救済に向けた法整備などの検討を開始した⁵⁵。

⁴⁹ Cal. Civ. Code § 1708.85(f)(3).

⁵⁰ Cal. Civ. Code § 1708.85(f)(1).

⁵¹ Cal. Civ. Code § 1708.85(f)(2).

⁵² Cal. Civ. Code § 1708.85(f)(3), § 1708.85(f)(4).

⁵³ Cal. Civ. Code § 1708.85(g).

⁵⁴ 別れ話のもつれから、元交際相手の男性が女子高生の裸の写真等をインターネット上に流出させた上に殺害した事件。田沢剛「＜三鷹ストーカー殺人事件＞無期求刑より軽い判決「懲役 22 年」は妥当だったのか？」弁護士ドットコムニュース（2014 年 8 月 4 日）
<http://www.bengo4.com/topics/1865/>

⁵⁵ 平沢勝栄、三原じゅん子「リベンジポルノの被害をなくすために」、りぶる、第 387 号、2014 年 6 月）2－8 頁。日本経済新聞「「リベンジポルノ」対応へ提言 自民特命委員会」

国会では、衆議院の青少年問題に関する特別委員会が、リベンジポルノを青少年とインターネットをめぐる諸問題の一つと位置づけ、2014年5月22日の第5回会議、6月10日の第6回会議で取り上げた。第5回会議では、参考人によるリベンジポルノの被害の実態（（全国webカウンセリング協議会理事長）安川雅史参考人）や立法措置を行う場合の留意点（（千葉大学教育学部教授）藤川大祐参考人）などに関する説明が行われた⁵⁶。第6回会議では、リベンジポルノによってインターネット上に流出した性的画像の削除に関するプロバイダ等の取り組みや子どもたちのメディアリテラシー向上の必要性（（総務省総合通信基盤局電気通信事業部長）安藤友裕政府参考人）などに関する説明が行われた⁵⁷。

10月9日、自民党は、リベンジポルノ処罰法案（仮称）の骨子（以下単に「リベンジポルノ処罰法案」という。）をまとめ⁵⁸、同日、東京地方裁判所は、検索最大手「グーグル」に対し、検索結果の一部の削除を命じる仮処分決定（以下「グーグル検索結果削除仮処分決定」という。）を下した⁵⁹。グーグル検索結果削除仮処分決定は、犯罪を連想させる検索結果が問題になった事案だが、リベンジポルノの被害者救済にあたり検索結果の削除は重要になる。なお、本稿執筆時にリベンジポルノ処罰法案及びグーグル検索結果削除仮処分決定の原文入手に至らなかったため、報道資料⁶⁰で判明している範囲内で説明し、検討する。

（1） リベンジポルノ処罰法案の骨子

リベンジポルノ処罰法案は、本人の同意なしに性交やそれに似た行為の電子画像⁶¹などを「第三者が撮影対象者を特定できる方法で、不特定多数に提供」した場合を「公表罪」とし、3年以下の懲役か50万円以下の罰金を科し、当該電子画像を拡散させるために「LINE（ライン）（無料通話アプリ）」などへ提供した場合を「公表目的提供罪」として、1年以下の懲役か30万円以下の罰金を科す。同法案はさらに、被害の拡散を防ぐために、電子画像の削除に関する運用を強化し、被害者が電子画像の削除を申請しても当該電子画像の発信者から返事がない場合、プロバイダが2日後（プロバイダ責任制限法では7日後）に削除できるようにした。また、被害者が亡くなっている場合は、遺族から電子画像の削

（2014年6月18日）

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1803H_Y4A610C1CC1000/

⁵⁶ 第186回国会、青少年問題に関する特別委員会、第5号（2014年5月22日）会議録、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007318620140522005.htm

⁵⁷ 第186回国会、青少年問題に関する特別委員会、第6号（2014年6月10日）会議録、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007318620140610006.htm

⁵⁸ 前掲脚注2を参照。

⁵⁹ 前掲脚注3を参照。

⁶⁰ リベンジポルノ処罰法案の骨子については、朝日新聞「リベンジポルノ処罰法案 今国会提出へ 最高懲役3年」（2014年10月10日朝刊）、検索結果の仮処分については朝日新聞「グーグル検索結果 削除命令 名前入力で犯人思わせる内容」（2014年10月10日朝刊）を参照した。

⁶¹ 前掲朝日新聞「リベンジポルノ処罰法案…」では、「電子画像」を用いているので、ここではそのまま使用する。

除の申請も可能にした⁶²。

リベンジポルノ処罰法案の罰則規定は、カリフォルニア州の2013年法及びSB 1255改正法よりも厳しい。また、同法案の「公表目的提供罪」は、わが国におけるリベンジポルノの被害実態を反映して、無料通話アプリLINEに直接対応しており、リベンジポルノ掲載サイトを主に想定している2013年法及びSB 1255改正法と異なる。電子画像の削除について、リベンジポルノ処罰法案では、当該電子画像の発信者から返事がない場合、プロバイダが2日後に削除できるようにし、被害者の遺族による削除申請を可能にしており、この点でも2013年法及びSB 1255改正法と異なる。他方（報道資料で確認した限りであるが）、AB 2643改正法における被害者の仮称の使用や被害者を特定する情報の秘匿に関する規定は、リベンジポルノ処罰法案には見られない。

(2) グーグル検索結果削除仮処分決定

本件は、検索エンジン「グーグル」で自分の名前を検索すると、犯罪を連想させる検索結果が出ることで「現在の生活が脅かされる」として、日本人男性が、グーグル本社（カリフォルニア州）を相手取り、検索結果の削除を求める仮処分を東京地方裁判所に申し立てた事案である。男性の主張に対し、グーグル側は「検索サービスの提供者には検索結果の削除義務は原則として認められない」と主張した。東京地方裁判所は、検索結果に男性の人格権が侵害される内容が表示されているとして、検索「サイトを管理するグーグルに削除義務が発生するのは当然」と指摘し、グーグル側の主張を退け、検索結果の一部の削除を命じた。本件は、2014年5月13日に欧州連合司法裁判所（欧州連合（EU）の最高裁判所に当たる）が「忘れられる権利」を認めて検索結果の削除を命じた判決（以下「欧州連合司法裁判所判決」という。）の流れに続くものである⁶³。

「忘れられる権利」は、EUの「個人データの取扱いに係る個人の保護と当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則」（一般データ保護規則提案⁶⁴）17条の「忘

⁶² 前掲朝日新聞「リベンジポルノ処罰法案…」。

⁶³ 前掲朝日新聞「グーグル検索結果…」。

⁶⁴ European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the Protection of Individuals with regard to the Processing of Personal Data and on the Free Movement of Such Data (General Data Protection Regulation)*, COM (2012) 11 final (Jan. 25, 2012),

http://ec.europa.eu/justice/data-protection/document/review2012/com_2012_11_en.pdf

EU一般データ保護規則提案は、近年の急速な技術発展等に伴う変化等に対応すべく、「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」（EUデータ保護指令）を改正するために、欧州委員会が2012年1月25日に公表したものである。欧州議会は、2013年3月12日に同規則提案の修正案を可決した。同規則提案の成立は、早くても2015年5月頃である。EU一般データ保護規則提案に関する解説は、石井夏生利、牧山嘉道「海外の個人情報・プライバシー保護に関する法制度～最新の国際的動向～〔2〕」国際商事法務、42巻6号（2014年6月）901—912頁を参照。

EUデータ保護指令は、法形式として指令(directive)であるため、構成国の国内法の制定によって実施される。他方、EU一般データ保護規則提案は、法形式として規則(regulation)であるため、構成国に直接適用される点で異なる。堀部政男、『『忘れられる権利』と表現

られる権利・削除権」(修正案では「削除権」に修正された)で明文化されている権利である。同条は、データ主体⁶⁵が、個人データ⁶⁶が収集された目的のために必要でなくなった場合、データ主体が、個人データの処理に関する同意を撤回し、個人データの処理に反対した場合など、一定の要件を満たす場合に、管理者に対して、自分に関する個人データの削除と拡散の停止を要求することができると定めている⁶⁷。EU 一般データ保護規則提案は、表現の自由について 80 条 1 項で定めており、17 条の削除権との調整を図っている⁶⁸。

欧州連合司法裁判所判決は、原告スペイン人男性の過去の差押・不動産競売情報の削除の是非が争われ、原告が主張する「忘れられる権利」を承認し、グーグルに対して、第三者によって公開されたウェブページのリンクを削除するよう命じた事案である⁶⁹。

欧州連合司法裁判所判決後、グーグルは、サイト上に「削除要請フォーム」を開設した。2014 年 9 月 1 日現在、グーグルへの削除依頼は約 12 万件である。しかし、グーグルの削除方法には、①検索結果の削除を EU 域内のサイトに限定(米国など EU 域外のサイトから削除依頼された情報を閲覧することが可能)し、②削除の対象となったメディアなどに削除記事を通知するために、かえって人の注目を集めてしまい、削除依頼の意味がなくなる、などの問題が生じた⁷⁰。これを受けて、各国のデータ保護機関の集まりである「29 条作業部会」(Article 29 Working Party)とグーグル本社との間で、削除方法のルールに関する

の自由 プライバシー・個人情報保護の世界地図と日本」、マスコミ倫理懇談会全国協議会第 11 期「メディアと法」研究会第 2 回、2012 年 10 月 1 日、6 頁。

⁶⁵ 「データ主体」とは、「識別された、又は、識別され得る自然人であって、とりわけ、個人識別番号、位置データ、オンライン識別子、又は当該個人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、若しくは社会的アイデンティティに特有な 1 つ以上の要素を参照することによって、管理者又は他の自然人若しくは法人が合理的に利用することが見込まれる方法を用いることで、直接又は間接に識別され得る者をいう。」(4 条(1)号)。

前掲石井『個人情報保護法の現在と未来』60 頁。

⁶⁶ 「個人データ」とは、「データ主体に関連するあらゆる情報を意味する」。(4 条(2)号)。

前掲石井『個人情報保護法の現在と未来』60 頁。

⁶⁷ 前掲堀部『「忘れられる権利」と表現の自由…』、6 頁。

⁶⁸ 前掲堀部『「忘れられる権利」と表現の自由…』、10 頁。

⁶⁹ *Case C-131/12, Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González*.

欧州連合司法裁判所判決の解説として、堀部政男「グーグルの検索サービスと『忘れられる権利』承認 — 欧州連合司法裁判所 2014 年 5 月 13 日判決 —」(2014 年 5 月 19 日情報通信法学研究会関連、未発表原稿)、中島美香、「グーグルの検索サービスと忘れられる権利 ～最新の EU 司法裁判所判決(スペインの事例)を題材に～」、InfoCom Law Report 2014、2014 年 6 月 3 日掲載、

<http://www.icr.co.jp/newsletter/law/2014/law201402.html>

中西優美子「Google と EU の『忘れられる権利(削除権)』(VI(2))」自治研究 90 巻 9 号、2014 年 9 月、96—107 頁がある。

⁷⁰ Aoife White, *Google Faces Data Chiefs' Right-to-Be-Forgotten Backlash*, Bloomberg, Sept. 15, 2014,

<http://www.bloomberg.com/news/2014-09-15/google-faces-data-chiefs-right-to-be-forgotten-backlash.html> 塚越健司『「忘れられる権利」とはなにか? プライバシー概念をめぐる各国の争い』(Wedge Infinity、2014 年 6 月 20 日)、

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/3944>

る協議が行われている⁷¹。

グーグル検索結果削除仮処分決定は、リベンジポルノ被害者が「忘れられる権利」を主張して検索結果の削除を求めることを可能にするかもしれない。しかし、現実には、米国カリフォルニア州に所在するグーグル本社を訴えるには、多額の裁判費用がかかることから、実行できる人は非常に限られている。わが国でも「将来的に、国の第三者機関が、グーグル本社と削除のルール作りを検討すべき」⁷²である。

リベンジポルノは、多くの国で共通の社会問題でありながら、被害状況や法制度などによって各国の対応が異なる。しかも、性的画像が国外のサイトに投稿されれば、発信元の法律では対応できなくなることから、各国の連携が必要になる。今後わが国におけるリベンジポルノ対策の制度設計を進めていく上で、諸外国の動向、とりわけ、プライバシー保護において2大潮流となっている米国（経済的な利便性と自主規制による柔軟な対応を重視する考え）とEU（プライバシーを基本的人権の一つと位置づけ、経済活動と切り離し、法的規制の整備なしの自主規制では成り立たないとする考え）⁷³の動向について比較検討していくことは重要である。さらに、他国との連携にあたっては、わが国のリベンジポルノ対策について、相手国の制度とのちがいを分かりやすく説明していく必要があり、対外的な発信力が強く求められる。

今後の動向に注視していきたい。

⁷¹ 前掲朝日新聞「グーグル検索結果…」。

⁷² 前掲朝日新聞「グーグル検索結果…」、板倉陽一郎弁護士の指摘。

⁷³ 櫻井康雄、本田慎一「報告1 データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ウルグアイ開催）に参加して」堀部政男情報法研究会、2012年11月11日、5頁、
http://www.horibemasao.org/horibe_07/3.FISC_07.pdf